

(別表 1)

横浜市立中学校自動販売機設置仕様書

横浜市立中学校における飲料等の自動販売機の設置について、以下のとおり定める。

1 機器の設置及び撤去について

- (1) 設置業者は、自動販売機の設置に要する経費（機器そのものの代金、搬入、電源工事等の経費）一切を負担すること。
- (2) 水道工事を伴う自動販売機は、設置できない。
- (3) 設置業者は、電源工事に当たって専用の子メーターを設置し、自動販売機に係る電気料を正確に検針できるようにすること。
- (4) 自動販売機の外観については、特定のメーカー、商品等の宣伝を行うことなく、事前にデザインを提示するとともに、校長の指示があったときはその指示に従い変更すること。
- (5) 設置業者は、自動販売機を撤去する際、経費一切を負担し、設置前の原状に回復すること。
- (6) デポジット方式を導入した場合のデポジット機については、自動販売機に準ずるものとする。

2 機器の運用について

- (1) 設置業者は自動販売機が通常使用時及び非常災害時において転倒等が発生しないよう十分な措置を行うとともに、万一の事故発生に備えて動産総合保険に加入すること。
- (2) 設置業者は電気料等、自動販売機の運用に必要な経費を負担すること。
- (3) 設置業者は自動販売機にタイマーを設置し、販売時間帯は校長の指示に従うこと。
- (4) 設置業者は自動販売機の管理、保全及び代金回収を行うとともに、自動販売機の損壊、盗難事故、運転の不円滑その他の異常を発見し、または学校より連絡を受けたときは、業者負担により速やかに修復すること。
- (5) デポジット方式を導入した場合のポジット機については、自動販売機に準ずるものとする。

3 商品について

- (1) 設置業者は、食品衛生法等に基づき品質管理の徹底を図ること。
- (2) 設置業者は、自動販売機を利用したものが、その商品により健康上の障害を生じた場合、一切その責を負うこと。
- (3) 設置業者は、販売する商品の種類について、校長の指示に従うとともに、変更が生じる場合は事前に校長に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 設置業者は、販売する商品納入時に賞味期限などを校長に報告し、月末には商品ごと販売個数を報告する。また、設置業者は、校長の求めに応じ、必要な事項を報告するものとする。

4 容器の回収及び処理について

- (1) 設置業者は、商品の容器（ペットボトル、缶、紙パック、ラッピングシール等）を必要な頻度で回収すること。または、回収に必要な機器を設置し、機器の能力に応じて必要な回数回収に従事すること。
- (2) 設置業者は回収物について、リサイクル処理を行うこと。

- (3) デポジット方式の導入にあたっては、選定委員会で決定した方針の下に設置業者がデポジット機を設置し、デポジット機の使用方法についても業者責任で明確に表示すること。

5 その他

- (1) 設置業者は、「横浜市立学校施設使用規則」に基づき、特別使用申請を行い、教育長の許可を得るとともに、教育委員会事務局が定めた電気料、施設使用料を払うこととする。
- (2) 設置業者は、本仕様書に準じた「自動販売機に関する協定」を学校長との間で締結する。
- (3) 自販機を設置するための施設の使用期間及び協定書の有効期間は、協定締結後から同年度の3月31日までとする。
- (4) 設置業者は、校長または教育委員会から求められたときは、販売実績、電気使用量等を報告すること。
- (5) 設置業者は、教育的側面に配慮するとともに、そのために必要な校長の指示に従うこと。